

申6号

ハツ田 富男氏、小黒 加久則氏に対しての懲戒解雇処分撤回と 浦和電車区への即時職場復帰を求める緊急申し入れを行う！

10月17日、東京地裁民事第11部は、美世志会6名の懲戒解雇処分撤回を求めた「地位確認訴訟」において、ハツ田、小黒両氏の懲戒解雇処分に対して「懲戒解雇とした処分裁量は重きに失する」とし、JR東日本が下した懲戒解雇処分が無効であると認定しました。

判決では「両氏はYの会社からの退職強要には一切関わっていない」ばかりか、ハツ田氏に関しては「訴えを起こしたYの指導担当の任を全うしたこと及び過去懲戒処分を受けていなく4度の運転無事故表彰を受けている実績がある」と言い渡されています。

また、小黒氏に至っても会社の退職強要に一切関与していないばかりか「過去に懲戒処分も受けた形跡もなく、指導操縦者となって会社に対して一定程度貢献していることがうかがわれる」とも述べられています。

◆申し入れ事項

1. 2007年8月30日に懲戒解雇したハツ田 富男氏、小黒 加久則氏に対し、東京地裁民事第11部が下した判決結果を直ちに履行し、即時原地原職に就労させること。
2. 今申し入れに対する交渉を、2012年10月31日までに開催すること。

2名の職場復帰と4名の不当判決を弾劾し職場から闘おう！